

病院における長期実務実習に対する日本病院薬剤師会の
基本的考え方

日本病院薬剤師会

日本病院薬剤師会

平成19年4月

病院における長期実務実習に対する日本病院薬剤師会の 基本的考え方

1. 病院実習について

病院における長期実務実習は6年制薬学教育における必修科目であり、大学の責任において実施するものである。

日本病院薬剤師会は病院における長期実務実習が円滑に実施されるよう、薬学教育協議会、日本薬剤師会、大学及び関係団体と緊密な連携を図り、最大限の協力を行う。

長期実務実習は、有限責任中間法人薬学教育協議会の地区調整機構（以下「地区調整機構」という。）を介した実習を原則とし、地区調整機構による実習受入施設の確保に対し協力をを行うとともに、実習受入施設の要件を整備し逐次実習受入施設の認定を行う。

日本病院薬剤師会は長期実務実習を指導する実務実習指導薬剤師を養成するための措置を講じる。

2. 受入施設について

受入施設は以下の要件を満たしていることが望ましい。

- a) 病床数が概ね100床以上であること。
- b) 薬剤管理指導業務を実施していること。
- c) 実務実習指導薬剤師が1名以上配置されていること。
- d) 日本病院薬剤師会賠償責任保険（病院契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していること。

3. 受入学生数について

学生の受け入れにあたっては、実務実習指導薬剤師数、受入施設のスペース・設備などにより異なるが、実務実習モデルコアカリキュラムに対応した実務実習が適正に行えることが保証される数とする。

4. 実務実習指導薬剤師について

実務実習指導薬剤師は、日本病院薬剤師会又は日本薬剤師研修センターが別途定める認定要件を満たし、いずれかの認定を取得していること。

5. 長期実務実習の実施体制

長期実務実習の実施は地区調整機構による学生の割り振りにより行うことを原則とする。
一受入施設のみでモデルコアカリキュラムで求められる到達目標の全てを実習することができない場合は、一部の実習を他の受入施設に委託することができる。受入施設と委託施設の連携は、各地区の状況に応じて施設間で調整を図ることで対応する。

6. 実習生の評価について

実習生の最終評価は、大学教員の責任において行うものであるが、受入施設の実務実習指導薬剤師はこれに協力する。他の施設に委託した場合の評価に当たっては、委託先施設の薬剤師の意見も参考とする。

